

議案第 5 号

南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行に伴い、育児休業を取得している会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するにあたり、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町職員の育児休業等に関する条例（平成4年南風原町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の3第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第7条中「会計年度任用職員を除く。」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。